

第2章 景観計画の区域

1. 景観計画の区域設定の考え方

萩の歴史は古く、近代日本の礎を築いた維新のふるさとの地であるだけでなく、古代から文化が発祥しており、日本史の特筆すべき歴史と文化が現在も継承されている。

こうした中で、旧萩市においては、昭和47年に歴史的景観保存条例を制定し、「歴史的景観保存地区」を指定した。また、昭和51年には伝統的建造物群保存地区を指定し、平成2年には歴史的景観保存条例を都市景観条例に改編し、「都市景観形成地区」の指定により、良好なまちなみ形成に取り組んできた。

この取り組みを継承・拡大するため、平成16年の景観法制定を受け、平成17年に景観行政団体となり、平成19年に景観計画を策定した。本計画に基づき、重点的な区域の優れた景観をより一層保全していくとともに、市域全体を景観計画区域に設定し、全市的に良好な景観形成を行っている。

① 先行的に区域を定めて、重点的に景観形成を図る地域

■旧条例により指定されている地区⇒『重点景観計画区域』

萩地域において旧都市景観条例で指定している「歴史的景観保存地区」、「都市景観形成地区」や、伝建条例により指定している「伝統的建造物群保存地区」等は、先行的かつ重点的に景観誘導を図る必要がある地域と捉え、それぞれ「重点景観計画区域」として設定する。

② 新たに区域を定めて、重点的に景観形成を図る地域

■新たな重点地域⇒『重点景観計画区域』

地区指定はされていないが、歴史的遺産及び歴史的景観が残されている地区や重点的に優れた景観を形成すべきと考えられる地域についても、『重点景観計画区域』としての位置づけを行い、範囲やそれぞれの基準を定め景観形成を図っていく。

③ 市域全域での大規模建築物や特異な建築物を対象とした景観誘導・規制

■市域全域⇒『一般景観計画区域』（『重点景観計画区域』を除く区域）

市域全域において、地区区分及び景観特性によるゾーン分けを行い、地区やゾーンの特徴を表す景観を保全するために、景観に対して大きな影響を与えると考えられる一定規模以上の大規模な建築物や工作物、特異な建築物について、基準に基づく誘導・規制を行う。

④ 「重点景観計画区域」の将来的な都市計画決定による一層効果的な誘導・規制

■『重点景観計画区域』⇒『景観地区』『準景観地区』

都市計画区域内の「重点景観計画区域」については、今後、都市計画により定める「景観地区」の指定を検討し、より総合的かつ効果的な景観誘導・規制を図る。

都市計画区域外の「重点景観計画区域」についても、今後、「準景観地区」の指定を検討し、「景観地区」に準じた景観誘導・規制を図る。

2. 景観計画の区域

本市においては、市域全域を「景観計画区域」に設定する。

また、前頁のような考え方のもと、以下のように「景観計画区域」を「重点景観計画区域」と「一般景観計画区域」に区分し、届出対象行為や景観形成基準については区分された地区ごとに定める。

(1) 重点景観計画区域

歴史的文化遺産や、歴史的風土を有する区域、並びに良好な景観の形成が特に必要とされる以下の区域を重点景観計画区域とする。

区域の位置づけ	区域の種類		重点景観計画区域の名称	面積 (ha)
旧条例や文化財保護法により良好な景観の保存と形成が積極的に行われている区域	伝統的建造物群保存地区	堀内地区	堀内伝建地区	55.0
		平安古地区	平安古伝建地区	4.0
		浜崎	浜崎伝建地区	10.3
		佐々並市	佐々並市伝建地区	20.8
	史跡国指定地区	萩城跡	萩城跡地区	37.2
		萩城城下町	萩城城下町地区	6.0
	歴史的景観保存地区	堀内地区	堀内地区	12.0
		今魚店地区	今魚店地区	1.0
		東光寺及び吉田松陰誕生地付近	東光寺及び吉田松陰誕生地周辺地区	6.0
		大照院付近	大照院周辺地区	4.1
		藍場川及び藍場川周辺地区	藍場川及び藍場川周辺地区	1.7
		南明寺境内及び参道	南明寺境内及び参道地区	0.1
		藍玉座跡土塀	藍玉座跡土塀地区	0.1
形成都市景観地区	土原新川線沿線地区	土原新川線沿線地区	12.5	
	大屋土原線沿線地区	大屋土原線沿線地区	9.1	

区域の位置づけ	区域の概要		重点景観計画区域の名称	面積 (ha)
新たに良好な景観の保存と形成を積極的に行う区域	景観形成地区	外堀と史跡萩城城下町間の区域及びその周辺	今魚店金谷線沿線地区	6.8
		松陰神社及びその周辺	維新の里地区	5.9
		明木市の萩往還沿いの集落	明木地区	7.9

※ 国指定史跡地区については、区域の拡大等により、区域が変更となることがあります。

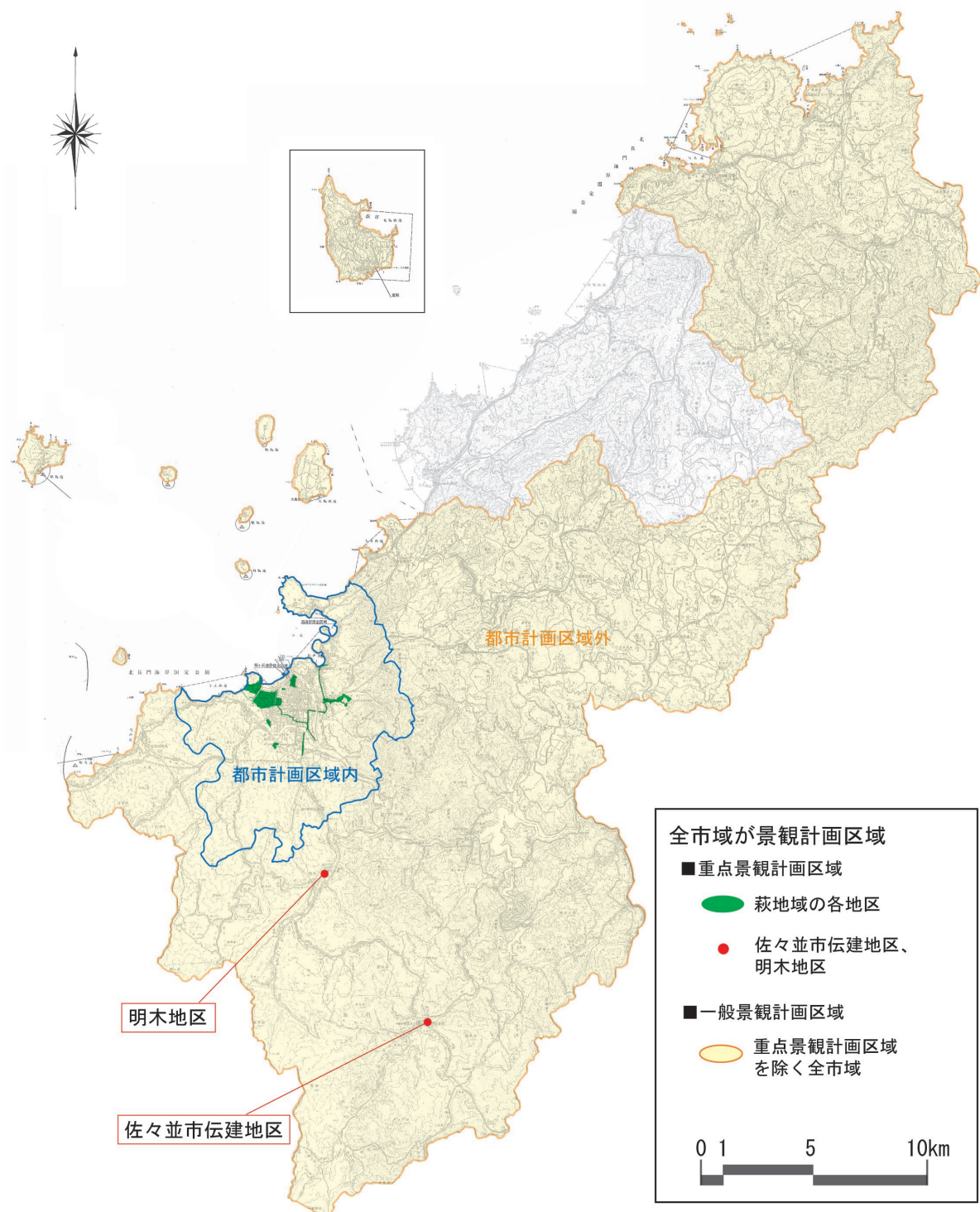
(2) 一般景観計画区域

全市域のうち、重点景観計画区域を除く区域を一般景観計画区域とする。景観上の特性や、高さの誘導・規制に関する類型等により以下のような地区に区分する。

区域の位置づけ	区域の概要	区域の名称	
全市域のうち、重点景観計画区域を除く区域	用途地域における商業地域及び近隣商業地域 ※東萩駅周辺地区及び重点景観計画区域を除く	商業地区	
	商業地区を除く松本川、橋本川内の三角州区域	川内地区	
	東萩駅及びその周辺区域	川外都市計画区域	東萩駅周辺地区
	・新川・無田ヶ原地区及びその周辺区域 ・中津江公営住宅及びその周辺区域 ・商業地区を除く椿地域の市街地 ・玉江の一部		A 地区
	東萩駅周辺地区、A 地区を除く川外の用途指定区域及びその周辺区域		B 地区
	東萩駅周辺地区、A 地区、B 地区を除く川外の都市計画区域及び都市計画区域外	市街地周辺地区	

■ 景観計画区域図

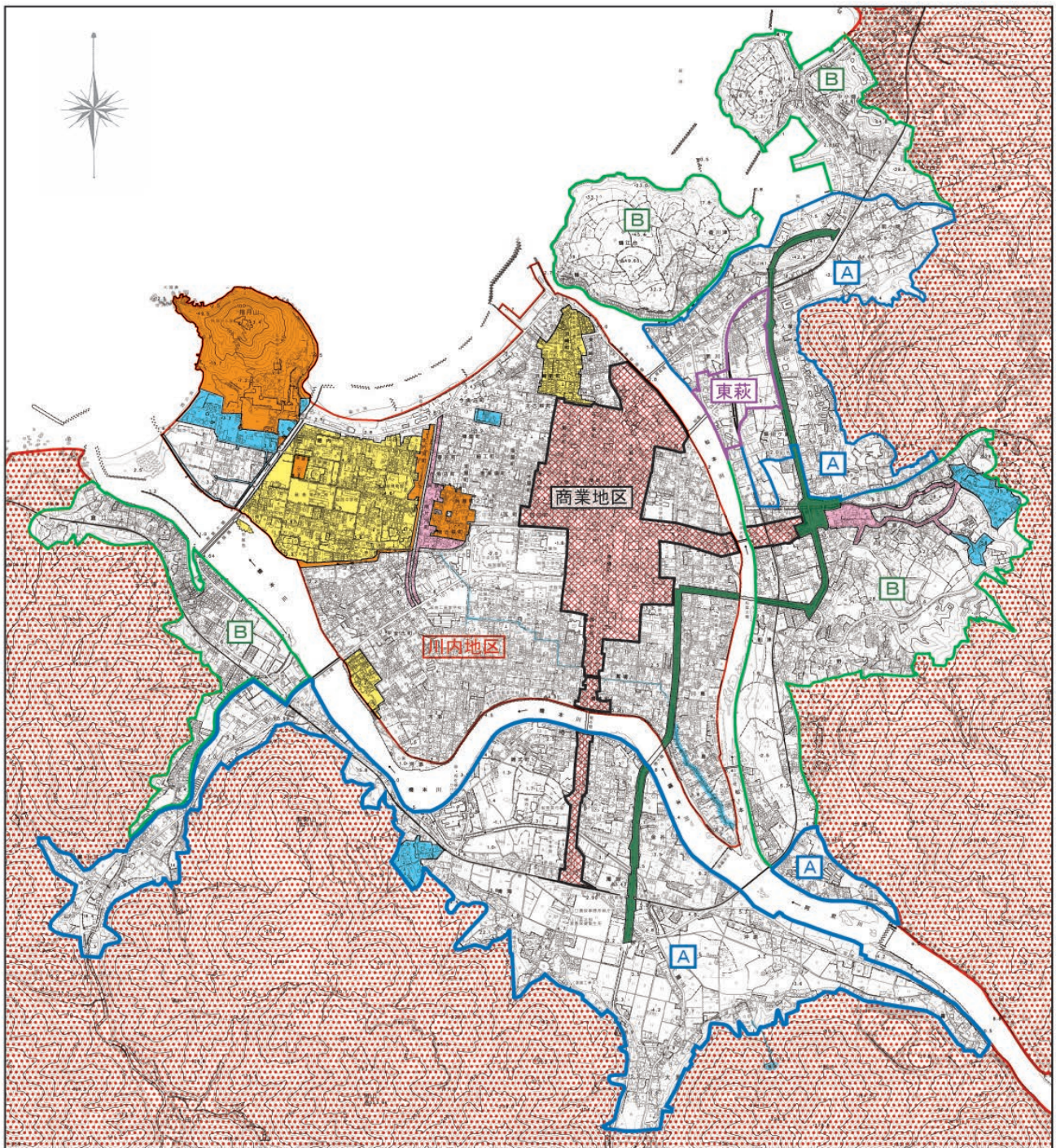
全市域を景観計画区域とする。ただし、重点景観計画区域と一般景観計画区域とに区分し、景観計画の運用を行う。



■重点景観計画区域

■一般景観計画区域

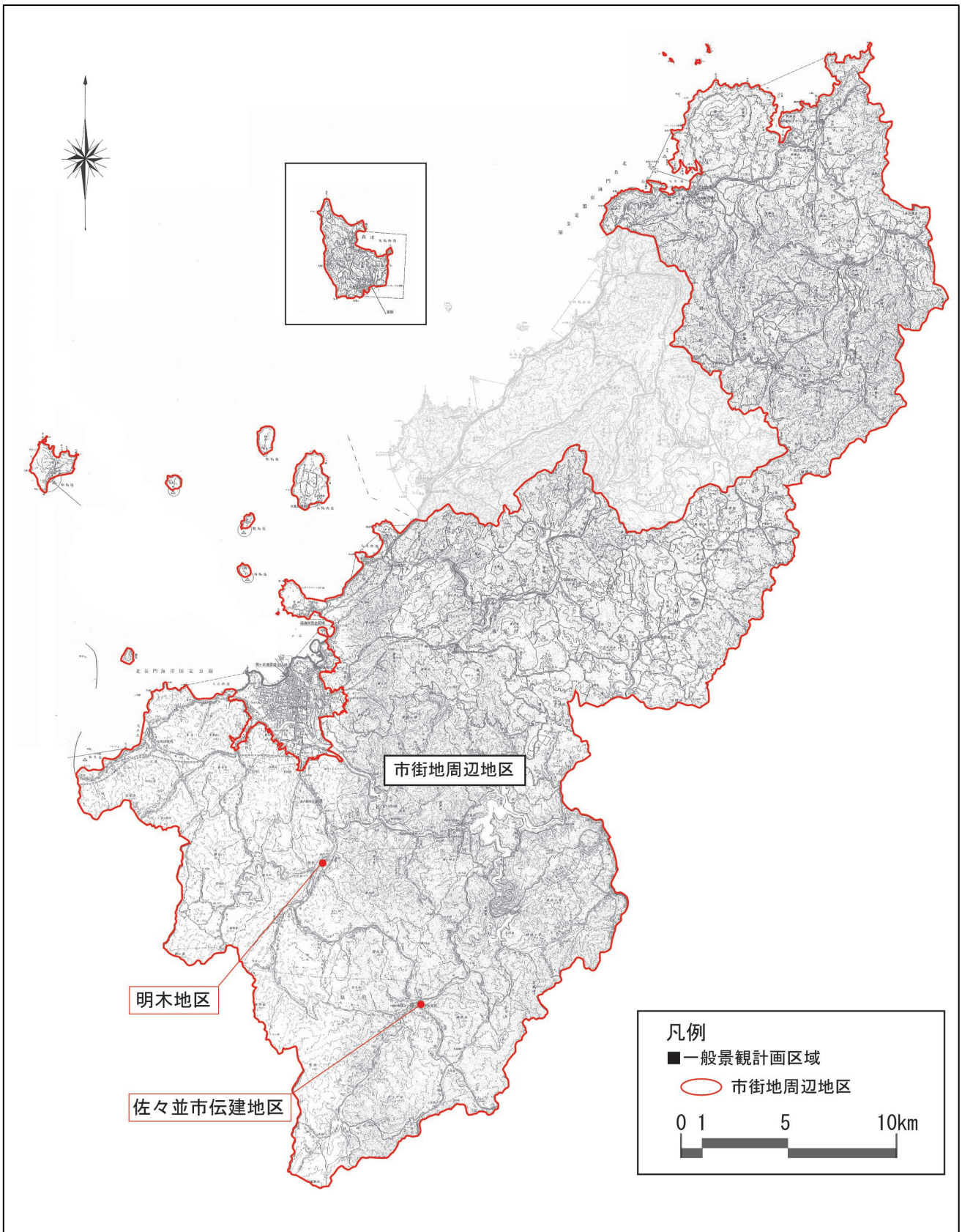
(商業地区、川内地区、東萩駅周辺地区、川外都市計画区域A地区、B地区、市街地周辺地区)



■重点景観計画区域	■一般景観計画区域
● 伝統的建造物群保存地区	● 商業地区
● 国指定史跡地区	● 川内地区
● 歴史的景観保存地区	● 東萩駅周辺地区
● 都市景観形成地区	● 川外都市計画区域A地区
● 景観形成地区	● 川外都市計画区域B地区
	● 市街地周辺地区

■重点景觀計画区域（佐々並市伝建地区、明木地区）

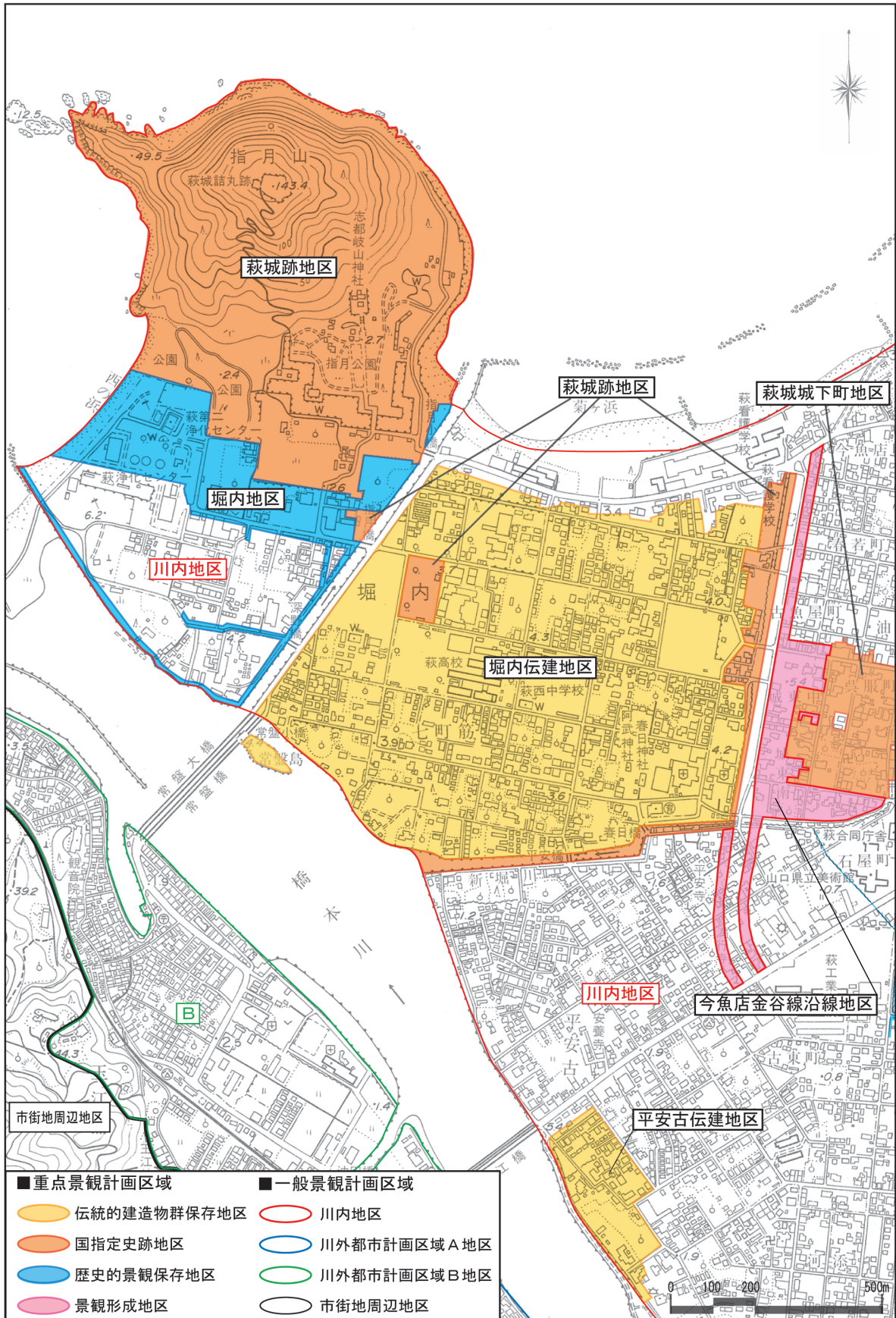
■一般景觀計画区域（市街地周辺地区）



■ 重点景観計画区域

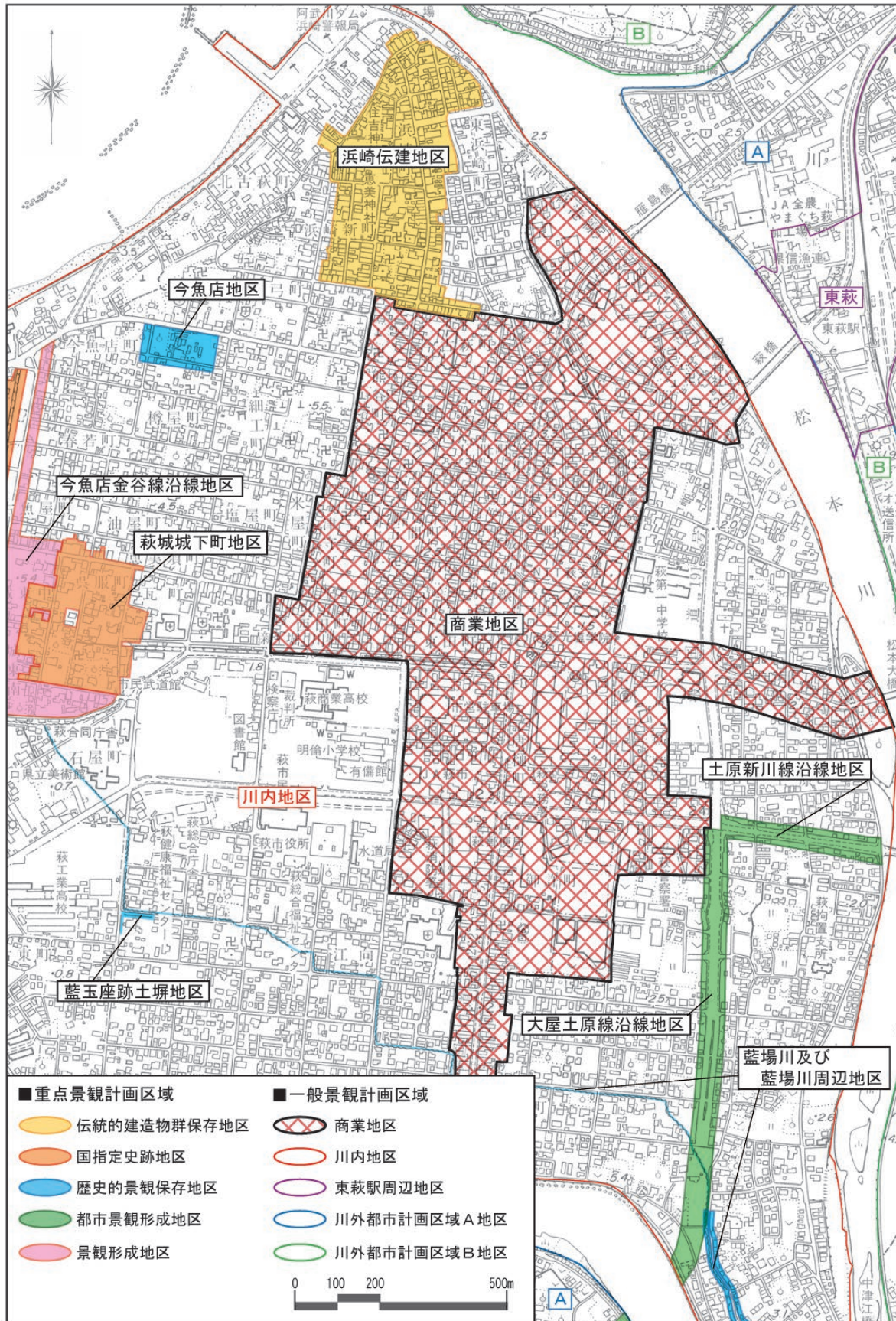
(堀内伝建地区、平安古伝建地区、萩城跡地区、萩城下町地区、堀内地区、今魚店金谷線沿線地区)

■ 一般景観計画区域 (川内地区、川外都市計画区域B地区、市街地周辺地区)



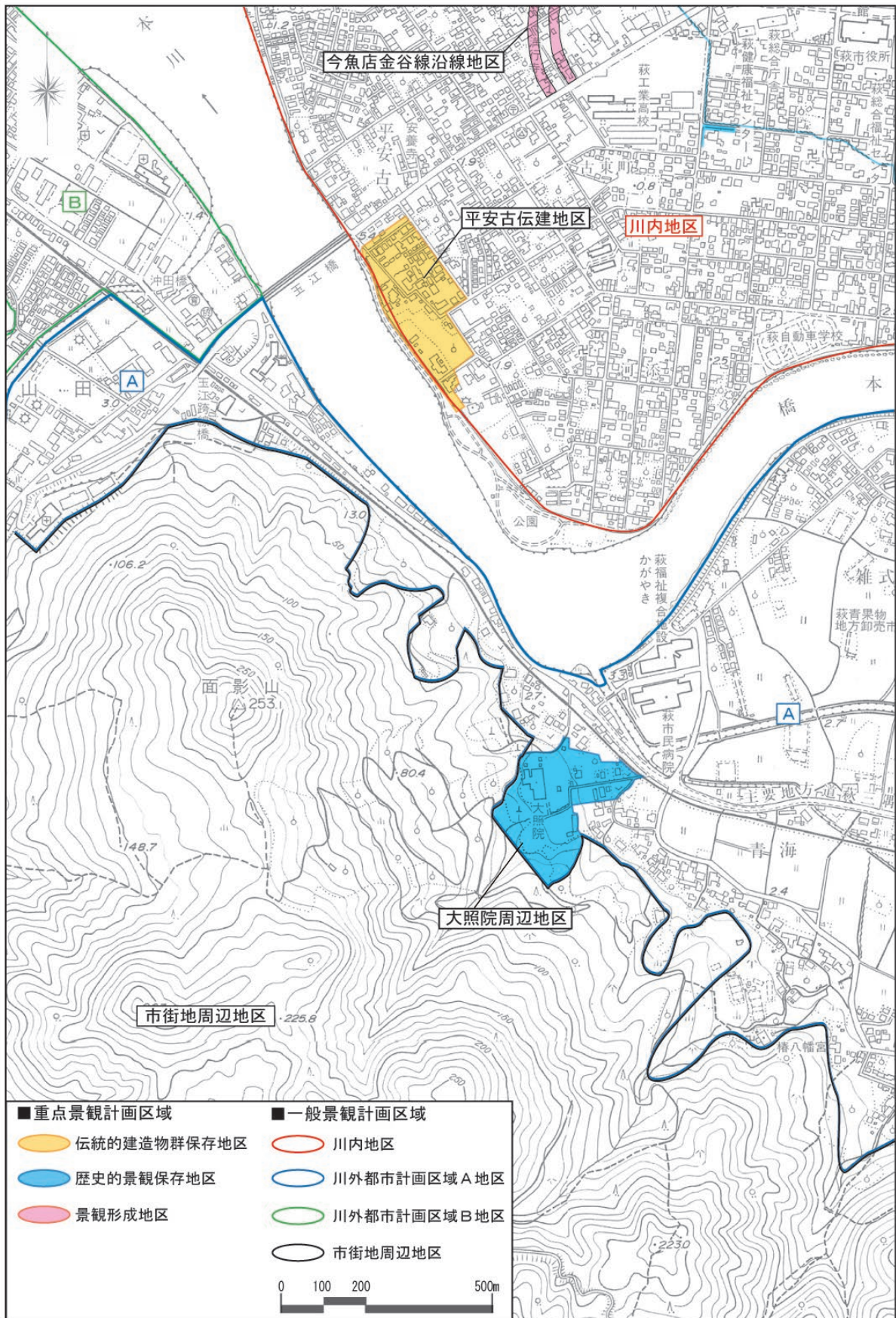
■ 重点景観計画区域（浜崎伝建地区、萩城城下町地区、今魚店地区、藍場川及び藍場川周辺地区、藍玉座跡土堀地区、土原新川線沿線地区、大屋土原線沿線地区、今魚店金谷線沿線地区）

■ 一般景観計画区域（商業地区、川内地区、東萩駅周辺地区、川外都市計画区域A地区、B地区）



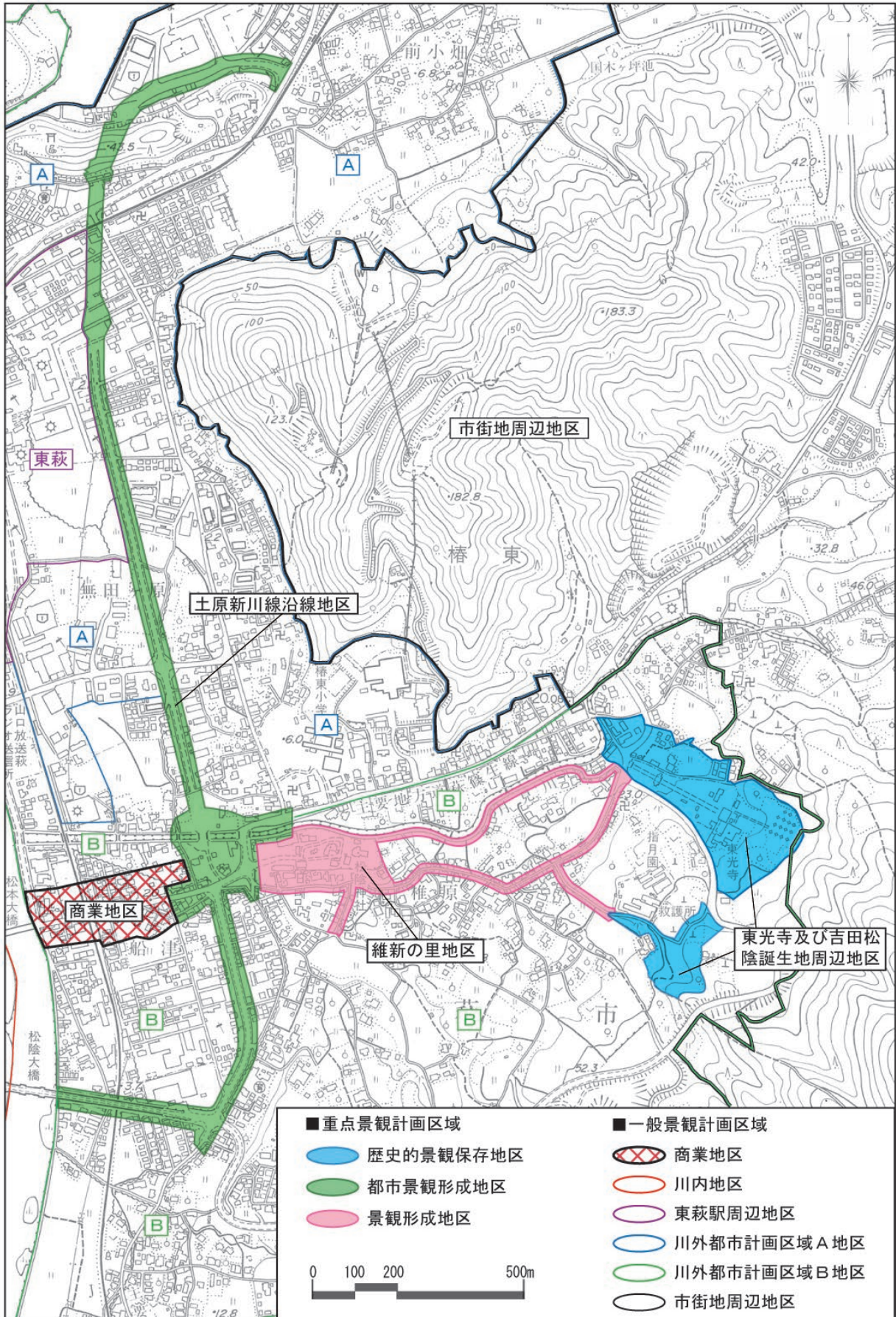
■重点景観計画区域（平安古伝建地区、大照院周辺地区、今魚店金谷線沿線地区）

■一般景観計画区域（川内地区、川外都市計画区域A地区、B地区、市街地周辺地区）



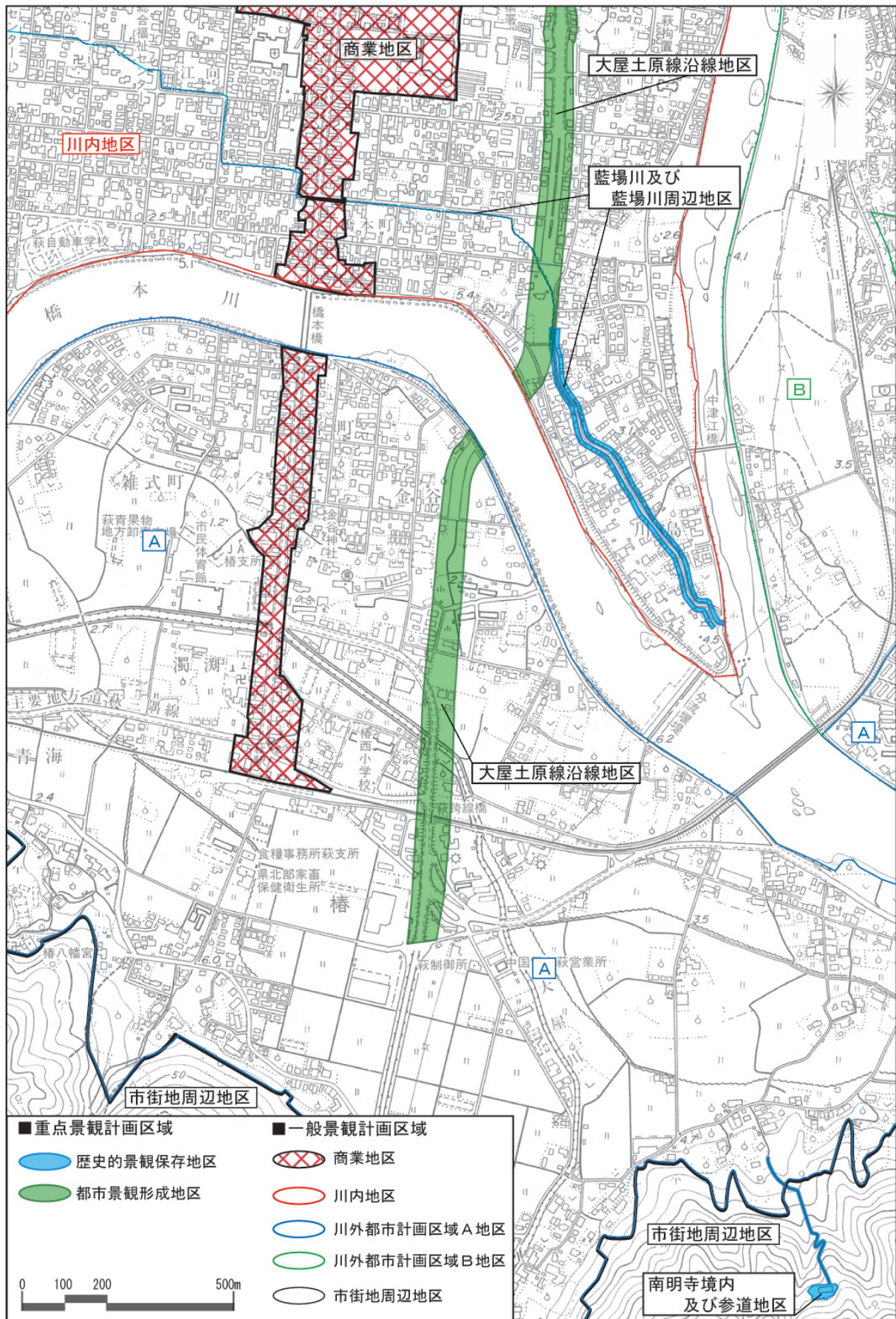
■重点景観計画区域（東光寺及び吉田松陰誕生地周辺地区、土原新川線沿線地区、維新の里地区）

■一般景観計画区域（商業地区、東萩駅周辺地区、川外都市計画区域A地区、B地区、市街地周辺地区）

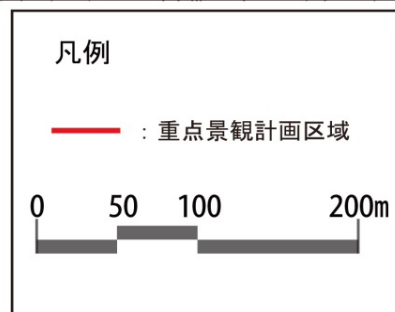
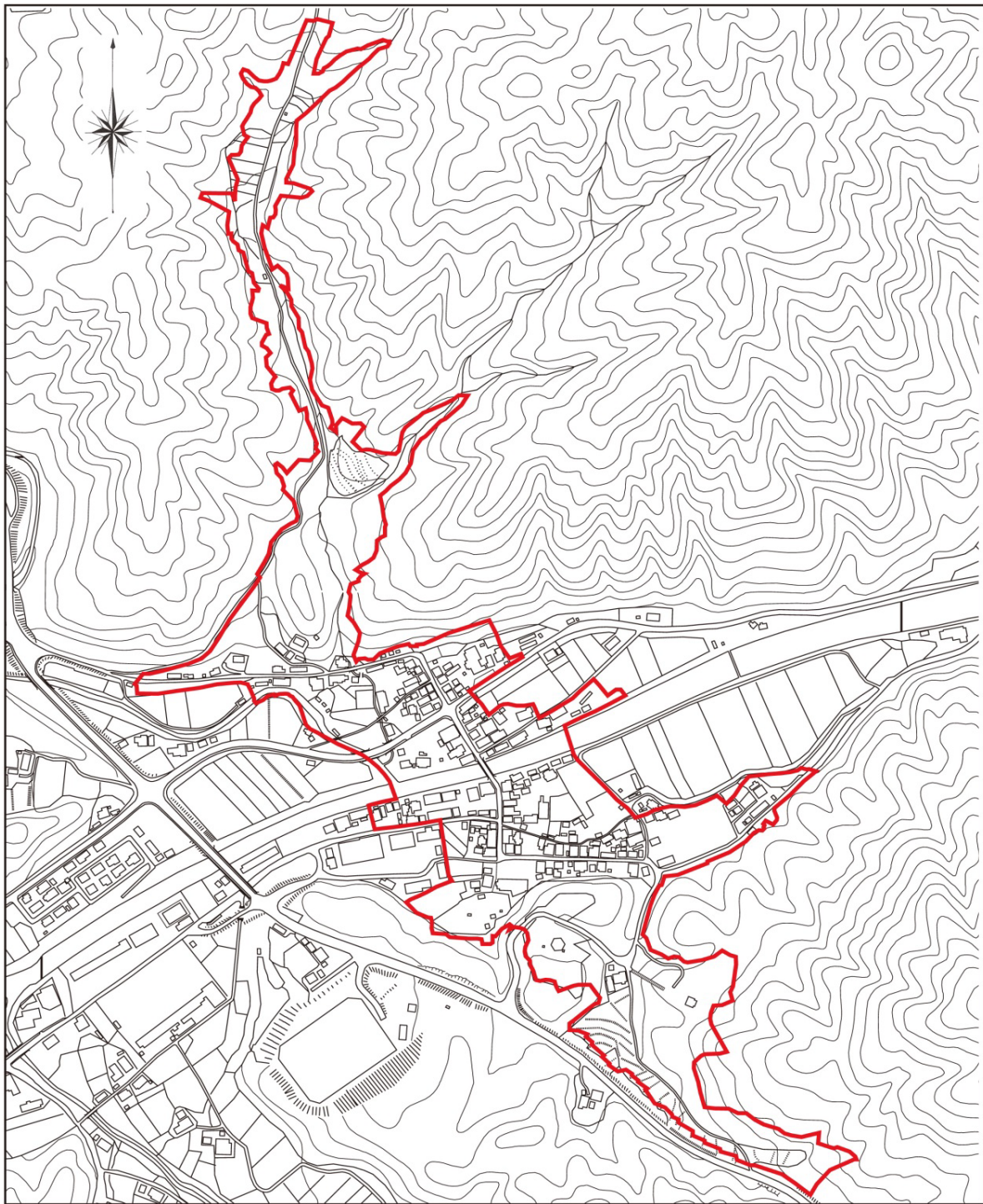


■ 重点景観計画区域（藍場川及び藍場川周辺地区、南明寺境内及び参道地区、大屋土原線沿線地区）

■ 一般景観計画区域（商業地区、川内地区、川外都市計画区域A地区、B地区、市街地周辺地区）



■重点景観計画区域（佐々並市伝建地区）



■重点景観計画区域（明木地区）

